

《鳴門市農業委員会 5月総会 議事録》

開催日時 令和3年5月26日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第1会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	16番	藤江 厚子
17番	藤本 詳治	18番	増金 義文	19番	松浦 秀樹
20番	向 栄治				

欠席委員 15番 廣瀬 元則

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)

所有権移転 1件

利用権設定 168件

利用権設定(農地中間管理機構) 1件

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件

②農地法第5条第1項第8号の規定による届出について 2件

③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) 2件

④非農地証明願について 3件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年5月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している
ことをご報告いたします。
それでは、この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の議事録署名人は、7番 高田委員、8番 竹村委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審
議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について >

所有権移転	1件
利用権設定	168件
利用権設定（農地中間管理機構）	1件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等はないようでございますので、採決いたします。
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>

- ・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見お願いいたします。

竹村委員 8番。本申請については申請地が複数地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。
譲受人は現在大麻町でレンコンを栽培しています。譲渡人は農業を引退する意向で、譲受人と売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。
申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後はレンコンを栽培する計画です。
に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については、全てご審議いただきました。
次に『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

石園委員 1番。申請地は、JR立道駅の北西に位置する農地です。
申請地は水はけが悪く、獣害もあるため、以前から休耕状態でした。
この度、申請地の隣に住む譲受人から、物置の設置や駐車場の拡張のため土地を購入したい旨の申出があり、今回の申請となりました。
事業計画では、駐車場部分には碎石を敷きます。申請地の周囲には、以前からコンクリート壁や水路が設置されており、周辺への被害防除が図られています。
排水については雨水のみであり、申請地の地先水路に排水する計画であるため、許可しても問題ないと考えられます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に事務局より農地法等の法令等の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、JR立道駅から北西へ約630mに位置しており、周囲を山林や住宅に分断された、市街化調整区域内10ha未滿の広がりのない第2種農地に該当します。
排水については雨水のみであり、申請地の地先水路に排水する計画です。
周囲への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小川委員 5番。申請地は、鳴門検問所から東にある農地です。
譲渡人は、今後耕作する意思が無く、農業ができる見込みがないため、太陽光発電設備を設置する運びとなり、今回の申請となりました。
事業計画では、近隣農地に土砂が流入しないよう土羽を新設するとともに、フェンスを新設して被害防除を図ります。
排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門検問所から東へ約740mに位置しており、周囲を山林や県道亀浦港榎木線に分断された、都市計画区域外10ha未滿の広がりのない第2種農地に該当します。
事業計画では、ソーラーパネルを160枚設置、44.0kwの発電出力が見込まれております。
本設備は平成31年3月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も同月になされております。
事業計画では、近隣農地に土砂が流入しないよう土羽を新設するとともに、フェンスを新設して被害防除を図ります。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案通り承認することといたします。
以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <4. 報告事項 8件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
②農地法第5条第1項第8号の規定による届出について	2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	2件
④非農地証明願について	3件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。
それでは、これもちまして令和3年5月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 14時25分

令和3年5月26日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 高 田 吉 敏

議事録署名者 竹 村 昇